



長野県報

5月29日(金)
平成21年
(2009年)
号外

目次

条例

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) 1

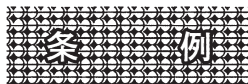
規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 2

本号で公布された条例のあらまし

◇ 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
人事委員会勧告に基づき、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を0.2月分引き下げました。
- 2 特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正
一般職の職員との均衡を考慮して、平成21年6月に支給する常勤の特別職等の期末手当の支給割合を0.15月分引き下げました。
- 3 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
人事委員会勧告に基づき、平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を0.15月分引き下げました。
- 4 任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
人事委員会勧告に基づき、平成21年6月に支給する期末手当の支給割合を0.15月分引き下げました。
- 5 この条例は、公布の日から施行します。



地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年5月29日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第30号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例)

- 5 平成21年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当に関する第34条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定の適用については、第34条第1項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあ

るのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第36条第1項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例)

- 4 平成21年6月1日を基準日とする期末手当に関する第4条の2第2項(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第4条の2第2項中「100分の160」とあるのは、「100分の145」とする。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例)

2 平成21年6月1日を基準日とする期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例)

2 平成21年6月1日を基準日とする期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

附 則

(施行期日)

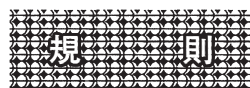
1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当に係る人事委員会の勧告等)

2 平成21年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この条例の施行後速やかに、人事委員会において、期末手当及び勤勉手当に相当する民間の賃金の支払状況を調査し、その結果を踏まえて、必要な措置を議会及び知事に同時に勧告するものとする。

第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下この表において「新給与条例」という。)附則第5項の規定による読替え前の新給与条例第34条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	新給与条例附則第5項の規定による読替え後の新給与条例第34条第1項(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)
第3条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例(以下この表において「新任期付職員条例」という。)附則第2項の規定による読替え前の新任期付職員条例第5条第2項の規定による読替え後の新給与条例第34条第1項	新任期付職員条例附則第2項の規定による読替え後の新任期付職員条例第5条第2項の規定による読替え後の新給与条例第34条第1項
第4条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例(以下この表において「新任期付研究員条例」という。)附則第2項の規定による読替え前の新任期付研究員条例第6条第2項の規定による読替え後の新給与条例第34条第1項	新任期付研究員条例附則第2項の規定による読替え後の新任期付研究員条例第6条第2項の規定による読替え後の新給与条例第34条第1項
新給与条例附則第5項の規定による読替え前の新給与条例第36条第1項	新給与条例附則第5項の規定による読替え後の新給与条例第36条第1項

人事課



期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年5月29日

長野県人事委員会委員長 市村次夫
長野県人事委員会規則第7号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月1日を基準日とする勤勉手当の成績率)

10 平成21年6月1日を基準日とする勤勉手当の第8条に規定する成績率は、第11条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるところによる。

- (1) 給与条例第8条の3第1項に規定する再任用職員(次号において「再任用職員」という。)以外の職員 100分の140(給与条例第34条第1項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の170)
- (2) 再任用職員 100分の60(特定幹部職員にあつては、100分の80)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局